

# 1 しょうがいしゃ きほんほう かいせい 障害者基本法の改正

しょうがいしゃ きほんほう しょうがい ひと かんけい いちばんたいせつ ほうりつ しょうがいしゃ きほんほう しょうがい ひと  
障害者基本法は、障害のある人に関する一番大切な法律です。障害者基本法は、障害のある人  
ほうりつ せいど きほんてき かんが かつ しめ  
の法律や制度について基本的な考え方を示しています。

しょうがいしゃ きほんほう あたら かいせいしょうがいしゃ きほんほう き しょう しゃせい ど  
その障害者基本法を新しくして、改正障害者基本法をつくることを決めたのは、障がい者制度  
かいかくすいしん ほん ぶ すいしんほん ぶ すいしんほん ぶ ないかくそう りだいじん  
改革推進本部(つぎからは「推進本部」といいます)です。推進本部は、内閣総理大臣をトップに、す  
べての大臣をメンバーとして内閣(国の行政を行うところ)に平成21年(2009年)12月につくられ  
ました。推進本部の目的は、日本の法律や制度を国連の「障害者の権利条約」の考え方に合わせて  
すいしんほん ぶ もくてき にほん ほうりつ せいど こくれん しょうがいしゃ けんりじょうやく かんが かつ あ  
変えていき、日本の障害のある人が暮らしやすくすることです。

こくれん しょうがいしゃ けんりじょうやく しょうがい ひと けんり まも くに やくそく しょうがいしゃ けんり  
国連の障害者の権利条約とは、障害のある人の権利を守るという国の約束です。障害者の権利  
しょうやく わたし かんけい き とし かなら わたし いけん き き えいご  
条約は、「私たちに関係することを決める時は、必ず私たちの意見を聞いて決めること」(英語でい  
うと: Nothing about us without us)という考え方に基づいて、日本人を含む、世界の多くの  
しょうがい ひと さん か  
障害のある人が参加してつくられました。



こくれんしょうがいしゃ けんりじょうやくとくべつ いんかい せいふだいひょうだん こもん  
国連障害者の権利条約特別委員会の政府代表団に顧問  
として加わっていた東俊裕障がい者制度改革推進会議  
たんどうしつしつちょう みぎはし  
担当室室長(右端)